

航空宇宙産業高度強靱化補助金に関するQ & A

【補助事業者】箇所

Q 1 「県内に事業所を有し」とは、どの程度求められますか。

→ 県内に補助事業を実施する拠点があることが必要です。原則として、営業所があることのみでは要件を満たしません。

Q 2 本社が県外の事業者でも対象となりますか。

→ 県内に事業所を有し、当該事業所に新たな機械設備等の導入を実施するものであれば、本社が県外の企業でも対象となります。

Q 3 現状で航空宇宙産業に参入していない又は参入が限定的であっても、応募できますか。

→ 申請内容が補助事業に適合し、補助対象経費の要件を満たせば応募いただけます。顧客企業からどのような要請を受けており、何を達成する必要があるのか等、事業計画書（補助事業認定申請書の別紙）に、できる限り具体的・定量的に記載してください。

【補助事業】

Q 4 次期航空機開発プログラムとは何ですか。

→ 国の航空機産業戦略（2024年4月）において、我が国がコンポーネントレベルに留まらず、より上流工程での参画を目指すべきとする次期民間航空機の開発プログラムを指します。

同戦略では、次期航空機開発において、次の要請が想定されるとしています。

「将来的に環境新技術の適用が不可避である中、機体構造体のみならず、推進システムや装備品を含めた機体全体としての統合的な設計・開発・認証が求められることに加え、これらをデジタル技術によって統合的に工程のマネジメントを行い、より効率的かつ全体最適な開発が求められている。加えて、今後ボリュームゾーンにおける機体の開発プログラムにおいては、拡大する航空機需要やカーボンニュートラルの早期達成の要請から、今までにない高レート生産を達成する必要があるため、生産技術の開発がこれまで以上に重要になることが想定される。」

Q 5 次期航空機開発プログラムへの参画に資する（参画を見据えた）取組とは何ですか。

→ 「既存機の生産能力拡大に資する技術や工程の強化に向けた投資のうち、次期単通路機開発プロジェクトへの参画を見据えた投資」や「次期単通路機開発に適用が期待される新技術や工程に向けた先行的な投資」等を指し、以下を例示とします。

- ・航空機部品の製造で必要不可欠である表面処理等の特殊工程の国内生産能力増強に資する取組
- ・今後更なる市場投入が見込まれる複合材や難削材の機械加工、成形技術の国内生産能力増強に資する取組
- ・複雑形状部品の検査工程等の自動化を通じ、ネックになりやすい工程の生産性向上に資する取組

- ・その他顧客企業からの要請や受注の相談等があり、高レート生産に必要な生産体制の構築に資する取組

Q 6 既存の航空機産業のサプライチェーン強化や供給力向上に資する取組は補助事業に該当しますか？

→ 当該取組が次期航空機開発プログラムへの参画に繋がる取組であれば該当します。

Q 7 「次世代空モビリティ」とは何ですか。

→ 電動化や自動化、垂直離着陸といった既存航空機とは異なる特性を有するドローン（無人航空機）や eVTOL（電動垂直機着陸機）等を指します。

【補助対象経費、補助率等】

Q 8 補助事業認定申請前の発注・契約も補助対象となりますか。

→ 認定申請前の発注・契約は補助対象となりません。本補助金の対象は、補助事業の着手前に補助事業認定申請書を提出していただき、2029 年度末（令和 11 年度末）までに事業が完了するものに限りま。

Q 9 「機械設備等」とは何ですか。

→ 機械設備等とは専ら航空宇宙分野における製品の開発、設計及び生産等を行うために設置する機械設備やソフトウェアで、直接事業の用に供するものをいいます。現地調査等により、使用目的を確認します。

Q 10 既存設備の改良は補助対象となりますか。

→ 既存設備の改良は補助対象となりません。新たに導入する機械設備やソフトウェアが対象です。

Q 11 「専ら航空宇宙産業分野において使用されるもの」の判断基準を教えてください。

→ 稼働時間に対する航空宇宙産業分野において使用されるものの割合が半分を超えていること、事業目標としてその設備から生産されるものの売上の半分以上を占めること等が挙げられます。

Q 12 補助事業の認定を受ける前に、機体設備等の契約締結や設置等、支払いの手続きを進めても問題はありますか。

→ 補助事業認定申請書の提出をしたあとであれば進めていただいても問題ありません。

Q 13 自分が中小企業にあたるかは、どう判断すればよいでしょうか。

→ 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者を指します。ただし、航空宇宙産業高度強靱化補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条（3）のみなし大企業に該当する場合は大企業の補助率が適用されます。

Q14 自分が中堅企業にあたるかは、どう判断すればよいでしょうか。

→ 「中堅企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当しない企業であって、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の企業を指します。ただし、交付要綱第 3 条（3）のみなし大企業に該当する場合は大企業の補助率が適用されます。

Q15 本補助金の申請書の作成を外部に委託した場合、同経費は対象となりますか。

→ 資料作成等に係る事務的経費は、補助対象経費にはなりません。

Q16 交付要綱に記載する補助対象経費以外は、補助対象とならないのですか。

→ 原則として、交付要綱に記載する補助対象経費に記載のないものは補助対象となりません。

Q17 消費税は対象となりますか。

→ 対象となりません。税抜金額に対しての補助となりますので、税抜金額で記載してください。

Q18 LAN 配線工事費用や LAN システム構築費用は、補助対象になりますか。

→ 補助対象にはなりません。

Q19 事務所増床に関する投資は、補助対象になりますか。

→ 補助対象にはなりません。

Q20 補助限度額の下限はありますか。

→ 1 機械設備等当たりの補助対象経費における消費税相当額を除いた金額が 2,000 万円以上のものに限りません。実施の結果、2,000 万円を下回った場合は、交付条件を満たさず補助金のお支払いはできません。

Q21 併用できる補助金に制限はありますか。

→ 本補助金では、本補助金の補助事業に適合し、補助対象経費の要件を満たす内容（補助金の対象となる設備投資）において、国や自治体等の他の補助金と併用が可能です。ただし、相手先の補助制度が本県の補助金と併用不可である場合は併用できません。また、補助対象経費について、本県の他の補助制度との併用はできません。

【応募手続き】

Q22 応募書類の作成について、枚数に制限はありますか。

→ 枚数の制限はありませんが、できるだけ具体的・定量的に、かつ、簡潔明瞭に分かりやすく作成してください。なお、補助事業認定申請書（様式第 1 号）の一部項目は、字数制限があるため、留意してください（記入例を参照）。

Q23 提出書類に「直近 2 事業年度分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）」とありますが、設立

間もない企業で決算期を迎えておらず、提出できない場合はどうすればよいですか。

→ 提出できない理由を記載した書類（任意様式）をご提出ください。

Q24 提出書類「他の補助金の採択通知及び補助事業と共通する内容が分かる資料」とは、どのような書類ですか。

→ 採択通知又はこれに準ずる書類とともに他の補助金の応募申請書類の写し等（本補助金の補助事業に関係する部分）をご提出ください。

Q25 メールやFAX、書類持ち込みにより応募できますか。

→ メールやFAX、書類持ち込みでは応募できません。「あいち電子申請・届出システム」での応募をお願いします。

Q26 設備投資額が当初予定を上回った場合、最終的に認定通知に記載された金額を上回って交付申請できますか。

→ できません。認定通知の額が上限となります。

Q27 本補助金を1度利用した場合でも、別の設備投資を行う際に、再度申請することはできますか。

→ 2029年度末までの実施期間において同一補助事業者に対する限度額が1億5千万円であるため、限度額の範囲で再度申請いただけます。

Q28 本補助金を申請済ですが、別の設備投資を行う場合、最初の申請案件の交付前でも再度申請できますか。

→ 限度額1億5千万円と、最初の補助金の認定通知の額との差額の範囲内であれば、最初の申請案件の交付前でも再度申請できます。

【審査及び審査結果通知】

Q29 「審査会議」は、いつ開催されますか。

→ 年2回程度（7月頃及び1月頃）の実施を予定していますが、開催時期については、申請状況を踏まえて決定します。

Q30 採択・不採択の理由を教えてください。

→ 採択・不採択の理由等を含む審査の内容については、一切お答えできません。なお、採択案件は、外部の有識者を含む非公開の審査委員会において審査を行い決定します。

【その他】

Q31 補助事業の結果を秘密にしたいので、実績報告をしなくてもよいですか。

→ 実績報告は必須です。事業を完了した際は、必ず補助事業実績報告書を提出いただき、額の

確定後、補助金をお支払いします。なお、補助金交付申請書が補助事業実績報告書を兼ねるものとします。

Q32 「併用する他の補助金の交付（予定）額が分かる書類」とはどの程度の資料ですか。

→ 併用する他の補助金の交付決定や額の確定通知等の写し及びその内訳が分かる資料の写しをご提出ください。

Q33 補助事業で取得した財産は、事業期間終了後は、自由に使用し処分しても良いですか。

→ 事業終了後も補助金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。また、当該財産を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過する前に処分しようとするときは、事前に知事の承認を得る必要があります。

Q34 補助対象経費の支払は、手形の支払でも可能ですか。

→ 可能です。ただし手形での支払の場合、支払日は手形の振出日ではなく実際に手形の金額が口座から落ちた日で整理します（電子手形の場合も同様）。

Q35 事業終了の翌年度以降の成果等について県に報告する必要がありますか。

→ 補助事業年度の翌年度から5年間、補助事業に関する訪問調査やアンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします。